平成24年5月14日

各位

会社名　　プリマハム株式会社
代表者名　　代表取締役社長　松井　鉄也
（コード番号：２２８１）
問合せ先　　総務・広報部長　清水　聡
（電話番号　03-6386-1800）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成２４年５月１４日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を第６５回定時株主総会（平成２４年６月２８日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

（定款一部変更の理由）

・法令で定める監査役の員数が欠くことになる場合に備えて毎年補欠監査役を選任する不便さを避けるため、補欠監査役に関する規定を新設し、その選任の効力を４年とするものであります（変更案第２８条第３項及び第４項並びに第２９条第２項ただし書）。

・独立性や専門性の高い有能な社外取締役及び社外監査役を確保するため、会社法第４２７条第１項の規定に基づき社外取締役及び社外監査役の責任を限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります（変更案第２６条第２項及び第３３条第２項）。

なお、第２６条第２項の新設に関しては、各監査役の同意を得ております。

（変更内容）

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第２５条　　条文省略	第１条～第２５条　　現行どおり
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第２６条（取締役の責任の一部免除）	第２６条（取締役の責任の一部免除）
当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、会社法第４２３条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、会社法第４２３条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新設）	２．当会社は会社法第４２７条第１項の規定により社外取締役との間で、会社法第４２３条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第２７条　　条文省略	第２７条　　現行どおり
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第２８条（監査役の選任）	第２８条（監査役の選任）
監査役は、株主総会において選任する。	監査役は、株主総会において選任する。
２．監査役の選任決議については、議	２．監査役の選任決議については、議

決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（新設）	３．当会社は、会社法第３２９条第２項の規定に基づき、法令に定める監査役に員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ４．前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第２９条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	第２９条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。
第３０条～第３２条　　条文省略	第３０条～第３２条　　現行どおり
第３３条（監査役の責任の一部免除） 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、会社法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第３３条（監査役の責任の一部免除） 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、会社法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新設）	２．当会社は会社法第４２７条第１項の規定により社外監査役との間で、会社法第４２３条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
＜以下略＞	

（日　　程）

定款変更のための株主総会開催日　　平成２４年６月２８日（木）

定款変更の効力発生日　　平成２４年６月２８日（木）

以上